

## 住民基本台帳ネットワークシステム運用支援 S E 業務委託仕様書

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

住民基本台帳ネットワークシステム運用支援 SE 業務委託

#### (2) 委託業務の目的

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムが構築された。

その住民基本台帳ネットワークシステムについて、専門の技術員（以下「S E」という。）の活用によって適正及び安定に利用するための委託業務である。

#### (3) 委託業務場所

県庁内（3台）、佐賀・武雄・唐津県税事務所内（各1台）、佐賀・唐津・伊万里・杵藤土木事務所内（各1台）、有明海沿岸道路整備事務所内（1台）、総合福祉センター内（1台）、佐賀中部・唐津・鳥栖・伊万里・杵藤保健福祉事務所内（各1台）

#### (4) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

#### (5) 契約方法

一般競争入札

#### (6) 委託作業

##### ① 代表端末に係る運用支援

- ・ 県が支援を要請する業務アプリケーションソフトのインストール作業及びウイルス対策ソフトの更新作業

##### ② 業務端末に係る運用支援（現地機関設置の端末を含む）

- ・ 県が支援を要請する業務アプリケーションソフトのインストール作業及びウイルス対策ソフトの更新作業
- ・ リモート対応による業務端末におけるアップデート支援作業

##### ③ その他の運用支援

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムにおける業務運用全般（集約ネットワーク等の疎通確認支援等含む）について必要な技術支援

##### ④ 佐賀県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報保護審議会に係る支援

- ・ 県が開催する審議会での事務局説明に対する支援【年1回】

##### ⑤ 障害発生時の緊急対応に係る支援

- ・ 原因調査及び問題解決に関する支援
- ・ 障害回避策の検討及び指導
- ・ 障害復旧作業の支援
- ・ 障害復旧時の立会い

##### ⑥ 上記（①～⑤）の委託業務の状況について、毎月業務実績簿を提出

## 2 その他留意事項

### (1) 再委託の禁止

委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により承諾を受けた場合はこの限りではない。

### (2) 資料及びデータの取り扱い

- ① 本業務を実施するにあたり必要と思われる資料及びデータの提供は、県が妥当と判断する範囲で行う。
- ② 受託者は県から提供された資料及びデータを、本業務を実施する目的のみに用いるものとし、県の許可なくして複写又は複製してはならない。
- ③ 受託者は業務終了後、県から提供された全ての資料及びデータを県に返却すること。
- ④ 契約の終了時のほか、保存されたデータを別のシステムに移行する必要が発生する場合は、サーバ上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、一時的なものも含めて、不要になった記憶媒体上のデータは復元できないよう抹消し、その結果を県に書面で報告すること。なお、実施方法等の詳細については、県と協議するものとする。

### (3) 機密保持

- ① 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
  - ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
  - ・ 取得後、受託者の責によらず公知となったもの
  - ・ 法令等に基づき開示されるもの
  - ・ 県から秘密でないと指定されたもの
  - ・ 第三者への開示又は本業務以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの
- ② 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- ③ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

### (4) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、「佐賀県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。

なお、個人情報の扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### (5) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、佐賀県のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、発注者から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

### (6) 脆弱性の管理

- ① コーディング等を行う場合は、IPAの「安全なウェブサイトの作り方」を参考にする等、セ

キユアなプログラム構築を行うこと

- ② ソフトウェア等の納品物は新規作成、改修に関わらず、当該納品物の関連範囲に応じて、アプリケーションおよびプラットフォームの脆弱性診断を行い、診断結果を文書で提出し問題を解消した上で納品すること。
  - ③ ソフトウェア等の納品物は利用基盤を含めてライフサイクルの全期間に渡り脆弱性の監視を行い、新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。
- (7) 受託者の責務
- ① 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
  - ② 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (8) 特記事項

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、受託者は「1 委託業務の概要」に記す業務を実施するほか、この仕様書に記載のない事項であっても委託業務の内容から判断して必要な業務を県と協議の上実施するものとし、作業の過程において疑義が生じた場合は、早急に甲と協議しなければならない。また、受託者は、その所属職員にこのことを周知徹底し、業務の遂行に当たらせなければならない。